

193
28

三三三三

日本女性式大令



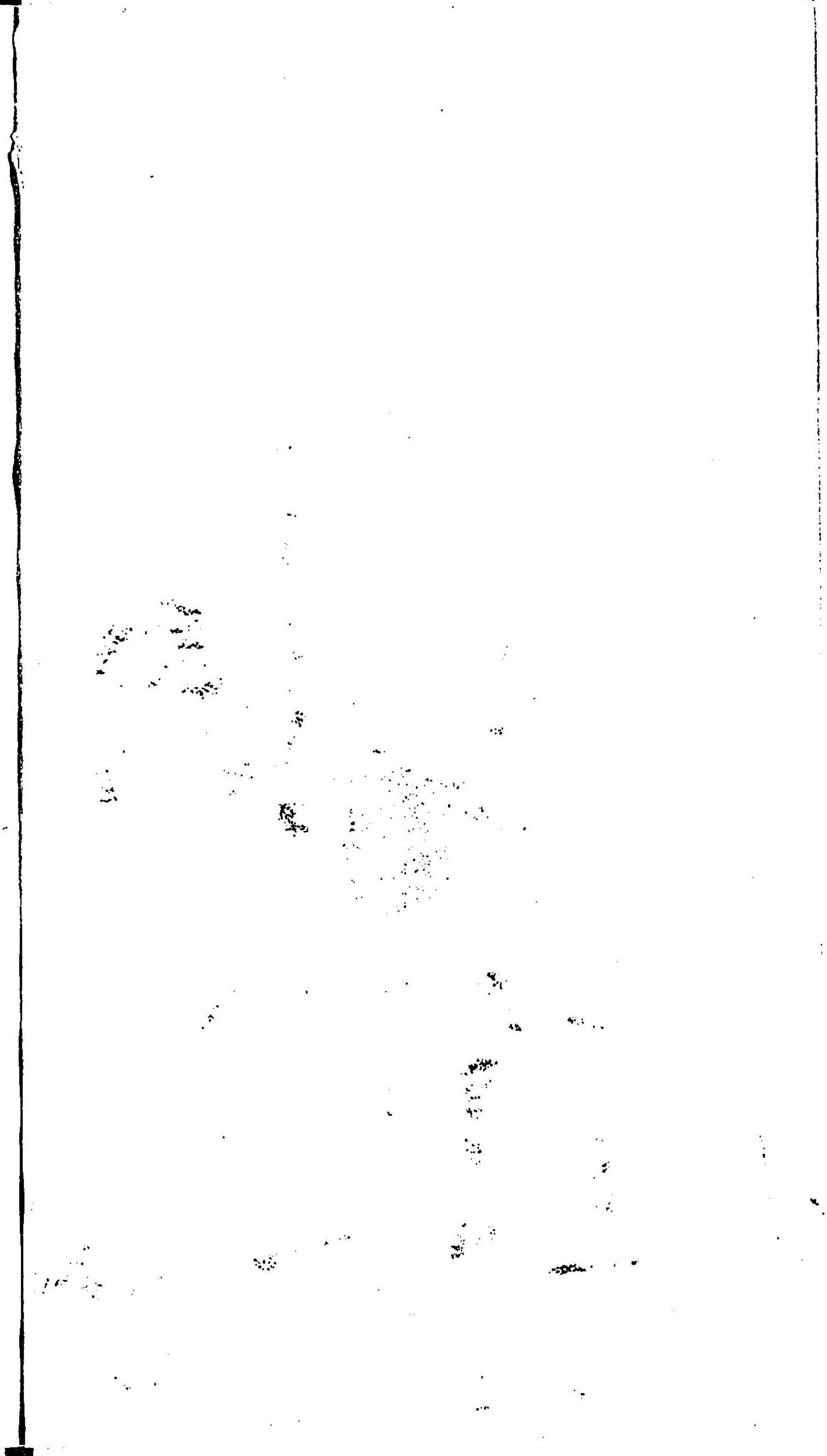
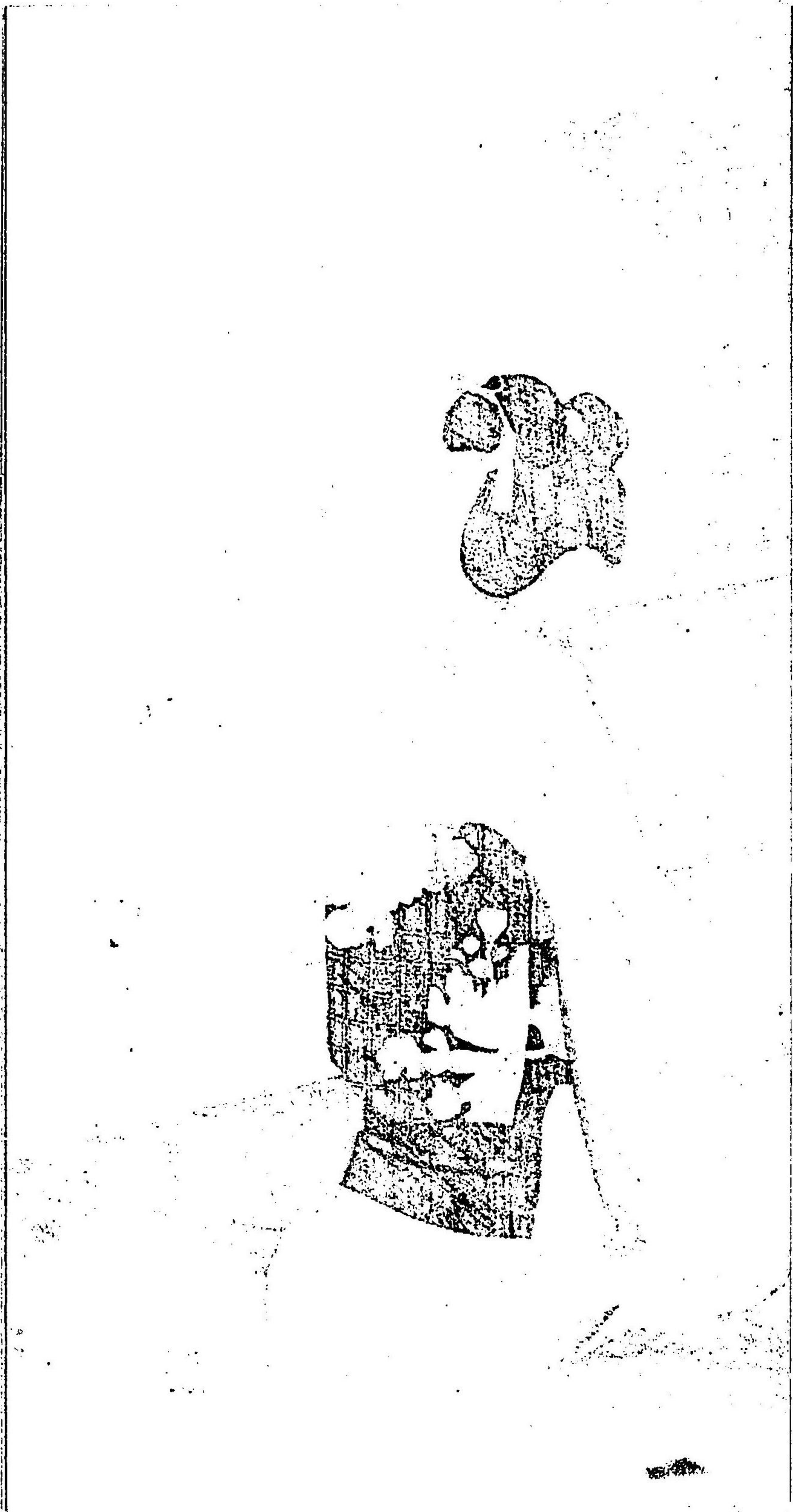
193

28

一多二二名

日本女将式大全

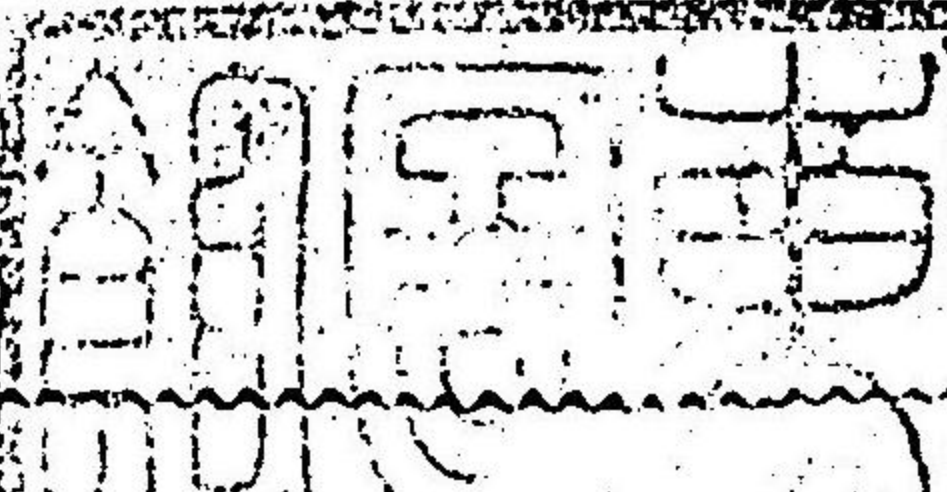






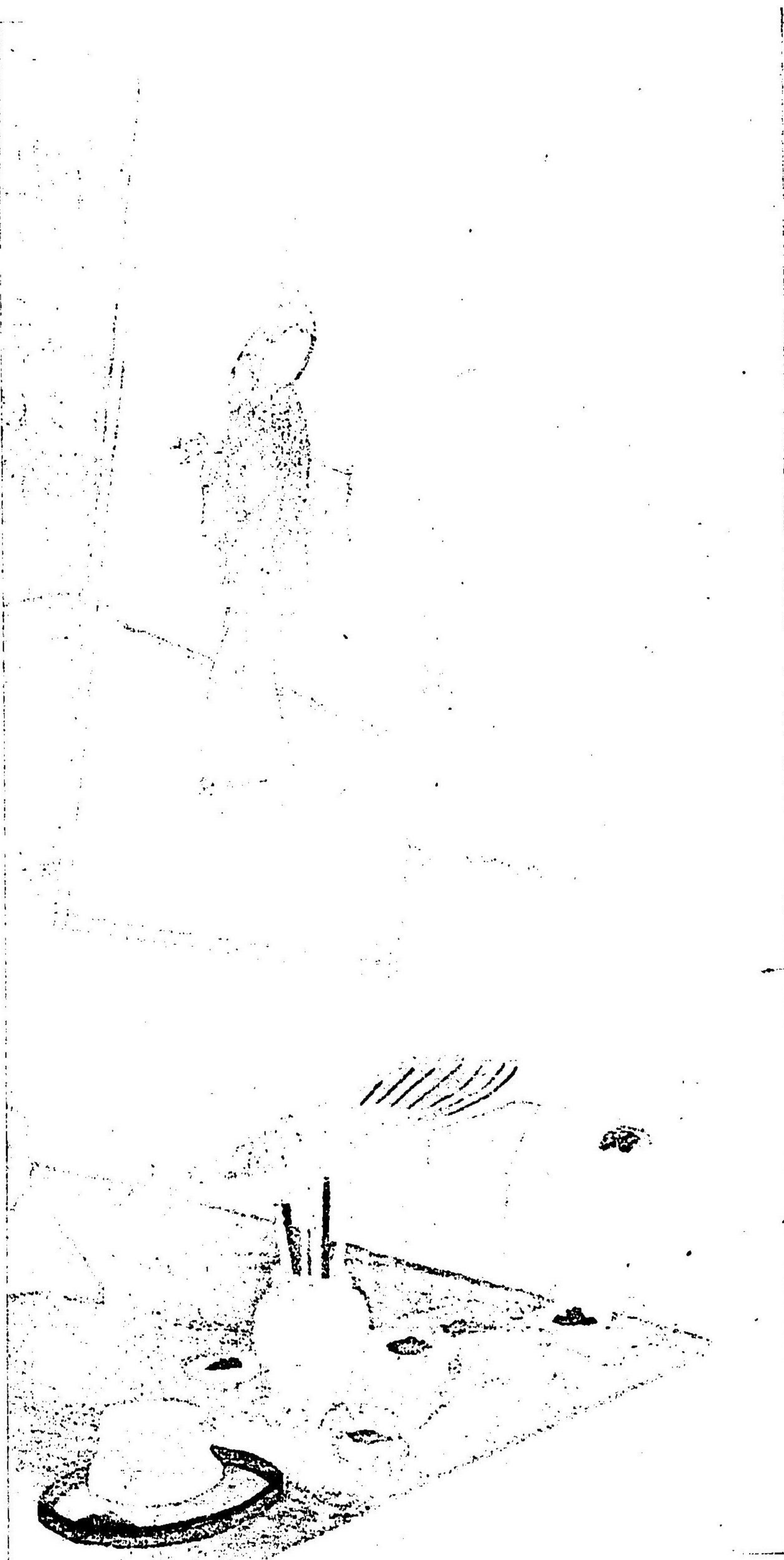


小章
國



◎緒言

縦鼻あるもの、果して人か、横目あるもの、果して人か、鸚鵡能く言へども、飛鳥を離れず、狸々能く言へども、禽獸を離れず、智あるも、未し能あるも、未し、人たる所以のもの、蓋し他もあり、存す曰く、禮讓の道これあり、語曰く、鼠を相るゝ體あり、人として、禮をからんや、人として、禮をくは、胡が過かゝ死せざる、と、又曰く、恭禮は近づけば、耻辱は遠かると、以て禮の如何は人をつくるかを知るべし、今や我皇威稜遠く海外を壓し、君子國の稱また日章旗と共に四表に輝けり、國民としての遜讓個人としての禮節、豈一日も忽すべけんや、然りと雖も、封建時代の式法、以て今日を律すべからざるを、要するは、禮のものと時代と共に



一進化するものかれハ古法ハ泥み流派ハ拘りて舟ハ刻するの愚を學ぶべきハあらず時世ハ適し事務ハ應じ圓轉滑達からざるべからき余嘗て此ハ觀るあり彼此の諸流を參照して稿を起し今や一卷を合せり乃ち梓ハ上らしむ然れども余や黃吻此書以て盡せりとあすべからず且一小冊子の能く此大任を果すべきハあらずたゞ初學者の楷梯となり堂ハ上り奥ハ至る者あらば余ハ素志玆ハ貫けり看者幸ハ卷の小と事の卑とを侮るあかれ堂ハ上るハ必ず楷を要すればあり

編者述

女禮式大全

目録

◎立禮の作法

- 最敬禮の事
- 通常敬禮の事
- 途上禮法の事
- 女子の禮法の事
- 辞令受取の禮法の事
- ◎坐禮の作法
- 貴人ハ對する禮の事
- 同輩ハ對する禮の事
- 下輩ハ對する禮の事
- 坐せんとする時の事
- 起んとする時の事

◎着坐の時の事

- 貴人の前ハ坐する時の事
- 婦人と同席する時の事

◎歩行の作法

- 歩み方の事
- 人の前を通る時の事
- 膝行の事
- 長者貴人と歩む事
- 歩行ハ心得べき事

◎衣服の諸禮

- 容儀の事
- 禮服の事
- 衣服の着し様の事

◎洋服の着し様の事

- 袴の着し様の事
- 衣服疊み方の事

◎接待の諸禮

- 取次の事
- 客の送迎の事
- 客を招く時心得の事
- 煙草盆或は火鉢の出し方の事
- 茶の進め様の事
- 菓子の出し方の事
- 水菓子進め様の事
- 扇團扇の進め様の事

女 禮 式 大 全

- 書物進め様の事
- 客を便所へ案内の事
- 淨手水進め方の事
- 提燈の進め様の事
- 傘の進め様の事
- ◎食事の諸禮(主人の方)
- 膳部の種類
- 客の坐組並に配膳の事
- 膳部出し様の事
- 飯の盛様の事
- 汁の替へ方の事
- 吸物の出し方の事
- 肴の出し方の事

- 盃の出し様の事
- 盃取次の事
- 酌の仕方
- 家苞出し方の事
- ◎食事の諸禮(客人の方)
- 膳の受け様の事
- 盃の受け方の事
- 箸の取り方の事
- 汁吸方の事
- 飯の食ひ方の事
- 湯漬茶漬の食ひ方の事
- 申物を食する時の事
- 麵類食ひ方の事

- 丸き物の食ひ方の事
- 食物一斑の心得の事
- 楊枝の使ひ様の事
- ◎主客の禮儀(主人の禮)
- 主人坐り方の事
- 主人立ち方の事
- 客と談話の仕方
- 給仕と下知の仕方
- 洋服の客ありし時の事
- 敷物出し方の事
- 宿り客寢床の事
- ◎主客の禮儀(客人の禮)
- 訪問する時の事

四

女 禮 式 大 全

- 着席位置の事
- 煙草吸ひ様の事
- 茶の飲み様の事
- 菓子食ひ様の事
- 鼻汁かみ方の事
- 掛物見様の事
- 書籍見様の事
- 扇團扇つかひ様の事
- ◎室内の禮
- 戸障子及襖の開閉
- 疊敷方の事
- 屏風立様の事
- 翠簾かゝげやうの事
- 坐敷掃除の事

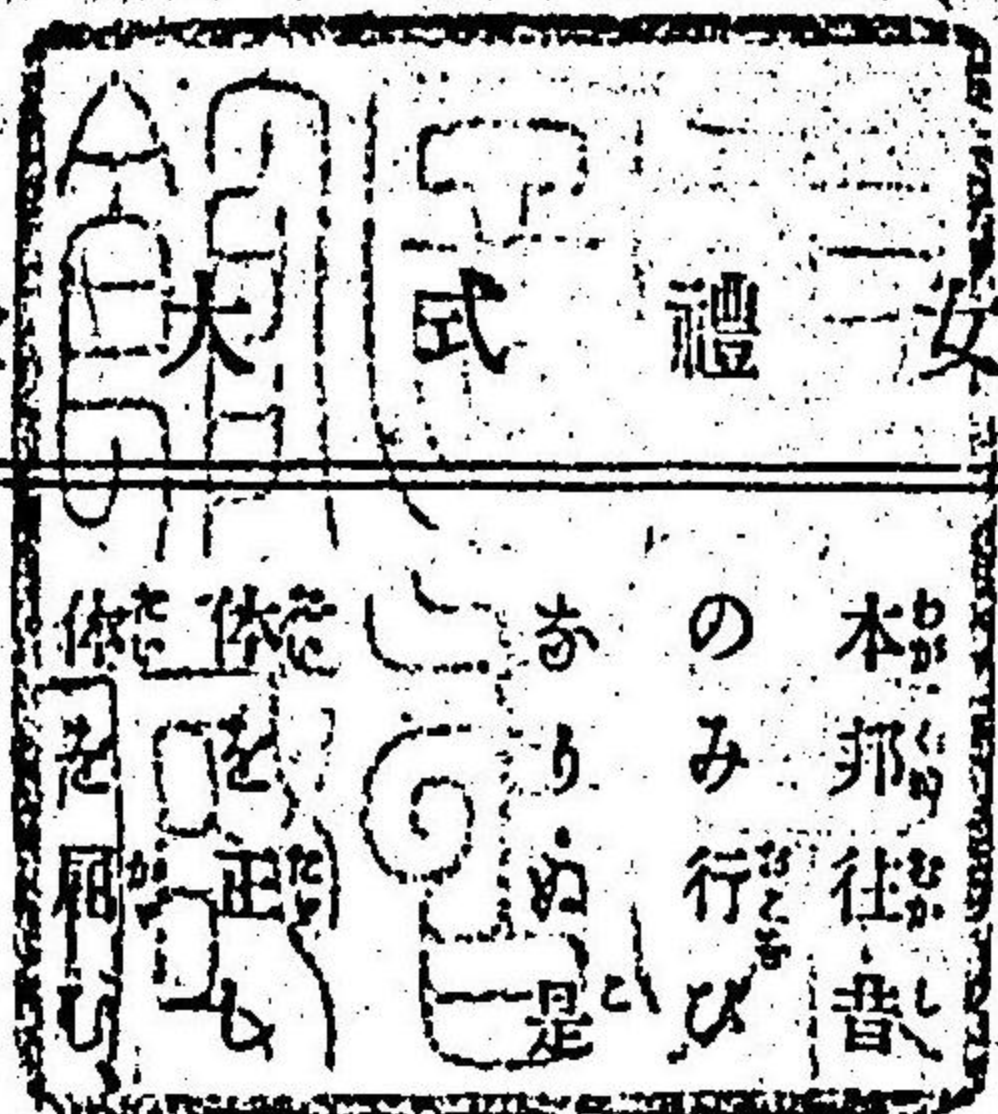
- 坐敷飾り附けの事
- 額面掛方の事
- 掛物並に床柱釘の打方の事
- ◎進物の禮
- 品物と時節の事
- 紙包み物の事
- 扇の包み様の事
- 進物代金包方の事
- 鳥を台に積む方式の事
- 魚を台に積む方式の事
- 器を入れるべき物の事
- ◎婚姻の禮

- 婚姻の大切ある事
- 媒酌の事
- 結納の事
- 嫁入及土産物の事
- 上等社會の行ふべき三盃の事
- 鳥台の事
- 道具飾りの事
- 小謠の事
- 色直しの事
- 見参及里開の事
- ◎出産の禮
- 岩田帯の事

五

- 色直しの事
- 宮参りの事
- 食初めの事
- ◎喪禮
- 死人ありし時の事
- 悔帳の事
- 忌服の事
- 葬送の事
- 焼香の事
- 香奠の事
- 會葬者の心得べき事
- 忌日年回の事
- 祭禮の事

大日本女禮式大全



◎立禮の作法

本邦往昔の禮法の立禮ありしが中古より維新前までの坐禮をのみ行ひたり、然るも今日復古よかへり、立禮の行はるゝことあり、ありぬ是れ家屋衣服の制、洋風に改まりたるが故あり。

○最敬禮の事

○最敬禮の事
 兩足を揃へ、帽を脱して股よめて、右手を膝まで下し、上体を正し、此時膝を曲げざる様、注意すべし、若し帽をかき時、兩手を膝まで垂るべし、但し帽の裏の見えざる様、すべし。

○通常敬禮の事

○通常敬禮の事
 帽を脱して上体を少し、前方より傾く、帽をかきとさり、手を自然に垂れて、少しく前方より傾くべし。

○ 途上禮法の事

禮を受くべき人、上輩あれば五六歩前まで立ち止り、通常禮を行ひ、其人の過ぐるを待ちて歩行を始む、同輩あれば程よき所まで帽を脱し、一禮して直に歩むべし、若し先方車馬あるとき右によけて、禮を行ふべし。

○ 女子の禮法の事

洋服あれば帽を脱せずして、兩手を膝の邊まで垂れて、上体を前より屈す、但し先方の品位よりて、等差あるべし。

○ 辭令受取の禮法の事

免狀或の辭令を受取らんとする前必ず己の姓名を呼はる、此時返事をすする事なく、直に進み出て、少しく離れたる處まで一禮し、二歩半進みて禮をさし、兩手を伸べて受け取るべし、而して一禮す、若し折紙あれば直に開らきて、黙讀し、更に一禮して、二歩半

退るとき右に廻りて元の場所へ立ち歸り式の畢るを待つべし、但し、貴人左にあるときは左に廻るべきものあり。

◎ 坐禮の作法

日本風の坐敷にて普通に行はる、禮は坐禮あり、其作法の禮を受くべき人の身分より、三様の別あり。

○ 貴人に対する禮の事

左右の手の指を問の離れざる様へ伸して手の平を懸つた人さし指と、人さし指、おや指と、かや指と、相つくる時は、恰も鼻の入るべき位の三角形の所を生ず、此穴に鼻柱を入る、程よして、頭を下ぐるあり、此時尻の揚らざる様へ注意すべし。

○ 同輩に対する禮の事

兩手腰の上へ並べてつき、頭を中はと下ぐるあり、目の頭を下るとき先方の面へ向け、頭を上るとき、後先方の面を見るあり、先

女禮式大全

方丁傘ある時は、己も丁傘をあすべし。

○下叢又對する禮の事

下叢又對しての禮は兩手を四五寸程隔て、疊よつき儘又頭を下げて宜しとす、但しあまり丁傘又過ぐるも却て宜しからず、去りどて高ぶるもわるし。

○坐せんとする時の事

右足を少しく前又出して跪づき、左足の拇指は、右足の拇指の上又重ね、兩手を少しく前又向け、指頭を疊よつくべし。

○起んとする時の事

右へ起んとすれば、右の膝を少しく開き左を寄せて、右の膝を開きしまゝ、起ち、貴人の前あれば、三足後へ下り、開きし足の方より、歩み始むべし、左へ起んとせば、左足より、前の反對又すれば宜し。

○着坐の時の事

女禮式大全

集會あとの席又着く又は其場の人々又一禮して、己が着くべき席より、は下りて坐すべし、己が坐すべき場所又勤めらるゝ時は、一禮辞退して後又着坐すべし。

○貴人の前又坐する時の事

貴人の前又ては兩手を疊よつき体を少しく前又屈むべし。

○婦人と同席する時の事

婦人と同席する時は成るべく、其間を離して坐すべし、若し洋風の席あれば、婦人を上席又すべし、且婦人の前又て煙草を吸ふ勿れ。



十一

◎歩行の作法

○歩み方の事

家の内外を論せず、歩み方は注意せざるべからず、今要點を舉ぐれば高足すること勿れ、招足する勿れ、大跨歩む勿れ、小足もせはしきものあり、屈むべからず、そるべからず、踵を踏みつけて徐歩むべし。

○人の前を通る時の事

貴人の前を過ぐるは、其方の手と膝とを軽くつき、下坐の足より歩むべし、女子あれば、兩手をつきて、下坐の足より歩むべし、同輩の前を通るは、手を膝とあて、會釋して過ぐべきものとす。

○膝行の事

貴人の前を進むは、膝とてすり行くあり、之を膝行といふ、三手足を法とす。

○長者貴人と歩む事

長者貴人と同行するときは、左側より立ちて常は肩だけ後より下りて歩む様とすべし、決して先立つべからず、夜間提灯を持ちて歩む時は、此限をわらすと知るべし。

○歩行の心得べき事

坐敷内を歩むは、敷居を踏まぬ様と畳の合目も踏まぬがよし、若し障子物あれば手よてよせて通るべし、物と躓かぬ様とすべし、左右より珍らしきものありとも見るべからず、氣を落ち付けて塵立ぬ様と歩むべし。

◎衣服の諸禮

○容儀の事

衣服の着用整ふと整はざるとは、其身の賢愚をあらはすものあり、故よしならざる若方をすれば、己の品格を損するのみならず、

女 禮 式 大 全

客に對して無禮とある、されば常より、と着て、常より衣紋を正し、情容なき様も注意すること、ゆめ忘るべからず。

○ 禮服の事

維新前は上下、長上下、肩衣等の禮服ありしが、明治の世とありて洋服の行はれしより、禮服も燕尾服、フロックコート、又改まる、此洋服の何れも黒色の羅紗あり、和服よてハ袴羽織とす、羽織は黒の三紋或は五紋とす、女子は白襟紋付を禮服とす、但し官職ある文武の役人は、それく定められたる禮服あり、又男子は洋服よても和服よても、必ず黒の山高帽子を冠るを禮とすするよ至る、燕尾服の帽子は其形異ありて平常は用ゐる者よあらずと知るべし。

○ 衣服の着し様の事

衣服の着し様は、容儀の如何も係はるものなれば、特に注意すべし、先づ襟袖を正し、褶襷を熨し、ゆがみたる所なき様も着すべし、

女 禮 式 大 全

上着と襯着の揃はぬも、見苦し、履衣紋繕ひするも無禮あり、胸あど露はすは、尙更のことあり、帯は後よて正しく結び、背すじの曲らぬ様、袋のいらぬ様もせよ。

○ 洋服の着し様の事

洋服を着するよは、先づ「シャツ」「ツボン下」「靴足袋」を着け、「カラ」「カフス」襟飾をつけ、次に「ツボン」をはくべし、次に「ナツキ」、次に上衣と順々も着用し、何れも「ボタン」を正しくかくべきものとす、手袋のはめ方、帽子の冠り様も注意すべし、ズボンの折目も、襟飾の曲りたるも、見苦し、手を「カクシ」よ入る、は無禮あり、椅子よ腰かくるよも、兩足を揃へておくべし、寒き時、外套を着用するは、室外よあるよきのみあり、室内よあるよき、外套を着用するは、甚だ不敬あること、知るべし。

○ 袴の着し様の事

前腰を兩手よて持ち、兩足を入れ、前腰のひもを後よ廻し、前よ返
し、復後よて結び、次よ後腰を、帯の結び目の上よわて、後腰のひも
を前よまわし、前腰のひもの、下をくいらし、十字よひもをたゝむ
べし、常よ折目正しく、幾つかぬ様よ心懸くべし。

○衣類疊み方の事

紋付の衣類あれば、紋の外へ見えぬ様よ、疊み、あるたけ手あせさ
はりて汚れぬ様よ、注意すべきものとす。

凡て袖疊まして、二つよ折り、上がへを上よあすは、陽の仕方あり
とし、下がへを上よあすは、陰の仕方ありとす。

客の洋服脱すてあらば、客辞するも、ゾボン」をバ疊み置くべし。
夏、扱袴羽織の客ありて、勘めよ依り脱ぐことあらば、袴は疊み羽
織は疊むも、衣紋掛よかけ置くもよろしとす。

◎接待の諸禮

○取次の事

玄関又は、入口よ客の來るあらば、速よ取次よ出づべし、客人上輩
あるときは、兩手をつき、下輩あれば、片手をつき、來りし人の、口上
を主人よ取次ぐべし、主人不在あれば、内儀よ取り次ぐべし。

○客の送迎の事

主人取次の口上を聞き、貴人あれば、自ら急ぎ出で、迎へ、奥の上
坐に請じ、後よ隨從すべし、同輩の客あれば、自ら出で、之を案内
し、下輩あれば、取次よ案内せしむべし、送るときも、是よ準ず、扱客
間の位置、床の間よ向し方を客の坐とし、床の方を我坐とす。
主人事故ありて、取次人、客を坐敷よ案内するよ、一間程前よ立
ちて歩み、客間の入口の處よて、跪づき通すべし。

○客を招ぐ時心得べき事

客よ招待状を出したるとき、早朝より掃除を念入れてあすへ

し、床の間の掛物置物生け花等、時節に應じ、萬事手配して準備すべし、例へば春あれば花、夏あれば瓜、又の氷、秋の菓、冬の火を出すを馳走とするが如し。

招待状は時刻を書きたらば、其時間より客來れども、櫻膳の揃はざるに、失禮あり、去りて、餘り早く膳部を出すも悪しきものあり、後れて來る客あらば、直に膳部を出すべし、待たしむるに無禮あり、給仕をする人より、前以て粗忽のふるまひなき様言ひ含め置くべし、又客の前にて給仕人を叱るに、無禮ありと知るべし。

○煙草盆或は火鉢の出し方の事

煙草盆の火入は櫻炭の能おこりたを堅まいけ、灰あらしめて、綺麗よあし、之を兩手もち、唾盡の、客の右よある様にして、客の右膝より、五寸位前の所へ押出すべし、火鉢は煙草盆の如くにして、少しく客人の方へ、近く置くを宜しとす、火箸は客の右前の所へ

揃へ置くべし。

○茶の進め様の事

茶を出すは、茶碗を茶臺のせ、兩手を以て客の前より持ち出すべし、茶卓のまゝ進むる時、客の呑み易き様、右膝の脇に置くべし、又當時の茶具一式を主人の前より取揃え置き、主人自ら煎茶して、客人に進むる事、流行するに至れり、茶と共に菓子を出すを法とす。

○菓子の出し方の事

鉢、皿、盆の類は入れ箸を添へて其儘出す時、火鉢の出し方と同じ、醫師、教師、僧侶、神官等の如き、一人の客人あれば、紙を鉢め、折り盆の上のせ、其上は菓子と体裁よく盛りて出すべし、其紙の客の歸る時包みて持參せしむる便にするものあり、又大客にて名々を出すは、略して紙上の菓子を客の前より配り置くこととす

あり、菓子かしを客の正面しょうめんに出すより、其前まへにある煙草盆えんそうぼんの右みぎに火鉢ひばちの左ひだりに開かしむるを法はふとす。

○水菓子進め様の事

水菓子みずかしの凡たゞ五六寸の少し淺き井鉢いんぱちか或あるは皿わしに盛り盆はらのせ、客を添えて出すべし、密柑みつかんの皮かわのまゝ、三つ割わよし、葡萄ぶどうの一房ひとふらを三つ四つさんしよに切り、桃ももの皮かわをむき、四つ割よつわよしして種子たねこを去り、柿かきの皮かわをむき、堅割かたわよしして中の眞まことを去り、丸まるき方かたへ、井桁いげと庖丁ばうてい目めをつけて、盛もるべし、梨なしの皮かわを薄くむき、縦四割たてよつわにし、横よこの各片かくぺんは附つく様ようとすべし。

○扇團扇の進め様の事

扇あふぎの要かなめの所ところを持ち、團扇あふぎの柄えいを持ち、何れなんもても、客の坐まる少し右の方みぎのほうへ出すべし、又團扇あふぎ臺たいあらば、それそれは載のせ柄えいの方ほうを客の右みぎへ出すべし。

○書物進め様の事

書籍しよせきの標題たいぎを客の讀よみ易やすき様ようと、字頭じとうを我方わがほうにあし、左ひだりの手に載のせ、右みぎの手てを添そえて出すべし、若し大部たいていのものあれば、一卷いっけんより順序じゆんじゆを揃そろへて出すべきものとす。

○客を便所案内の事

客の便所べんじよに至いたらんとするときは、給事きよじのもの云いひ付けて、案内あんないせしむべし、給事きよじの便所べんじよの入口いりぐち四五尺四五しちの所ところを開ひらき、其出いでづるを待ち、淨手じよんて水みづを進すすむべし。

○淨手水進め方の事

客左ひだりにあるときは、右手みぎてを柄杓へいしやくの甲かたの方ほうへ寄せ、左手ひだりてを添そへて注つぐべし、客右みぎにあるときは、左手ひだりてを柄杓へいしやくの甲かたへ寄せ、右手みぎては柄杓へいしやくを持ち、注つぐべし、逆手さかては水みづを注つぐは、無禮むれいありと知るべし。

○提燈の進め様の事

先づ蠟燭を點して、傍に置き、客の履物をはきたる時、柄或は弓の方を客の方へ向け、差出すものとす。

○傘の進め様の事

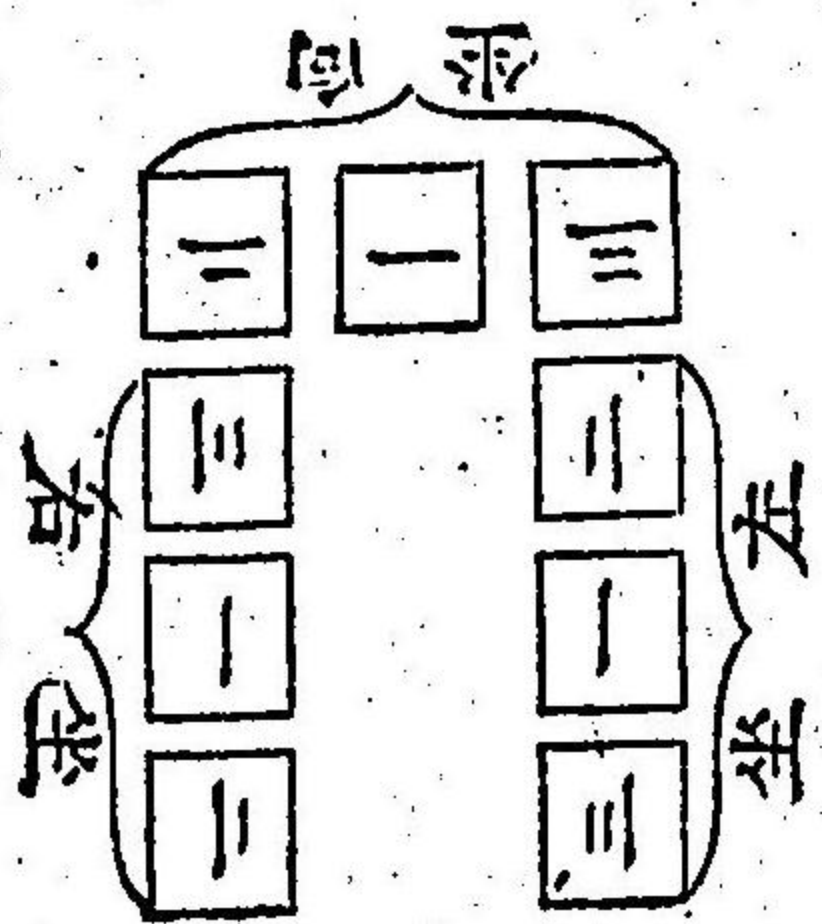
兩手よて、傘の中程を持ち、柄の方を客人の右よ向け、差出すべし、之を出すよは、客はさきものをはきたるを見て後よすべし。

◎食事の諸禮 (主人の方)

食事の諸禮は、接待の部と種類を同ふすれども、頂多ければ、主人の方と客人の方とよ分ちて茲に記すこと、せり。

○膳部の種類

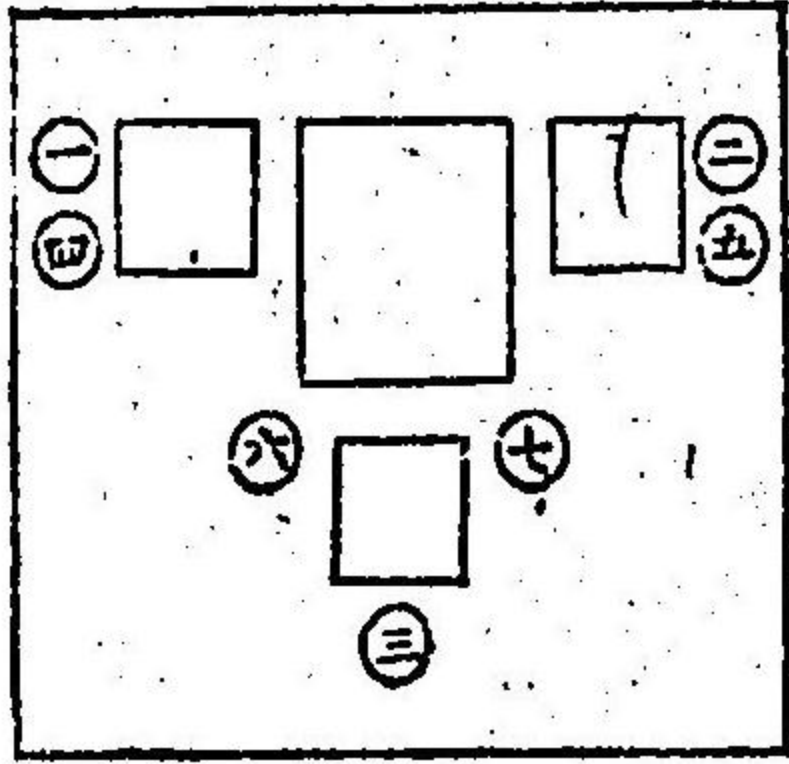
膳部よ、二汁、五菜、並よ七菜等あり、始めは、本膳、次よ二の膳、次よ三の膳を出すべし、今膳の据え方を圖解して示す。



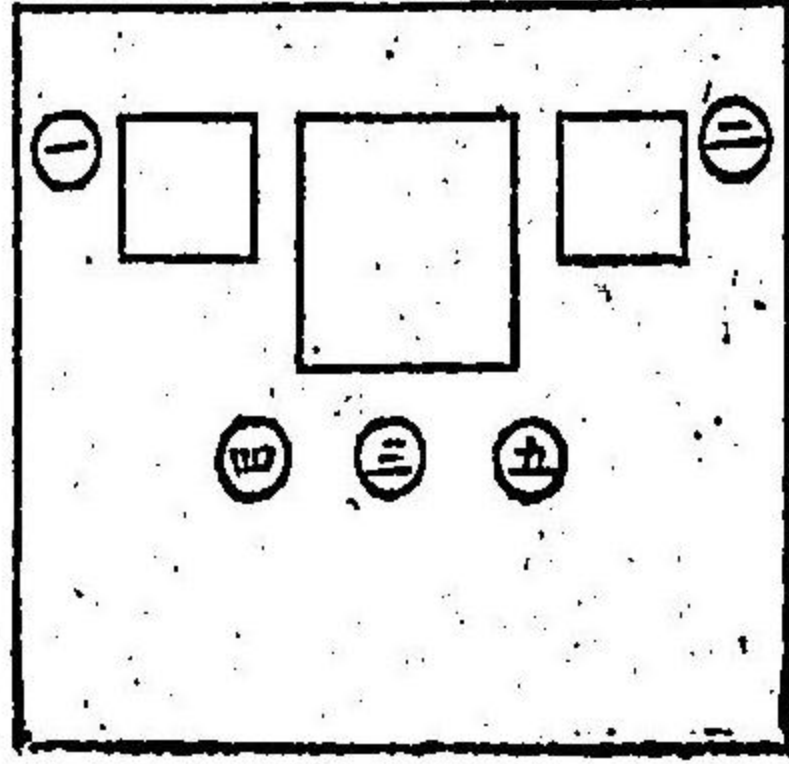
○客の座組並よ配膳の事

例へば客三人あれば、上圖の如く、坐組を左、右、向ふ、と云ふ如く定め、本膳二の膳は、客の坐れる右へ、三の膳は左よ据える様よすべし、又給仕のものは、一方づゝ受持を定め、自分の受持を大事よ思ひて勤むべし。

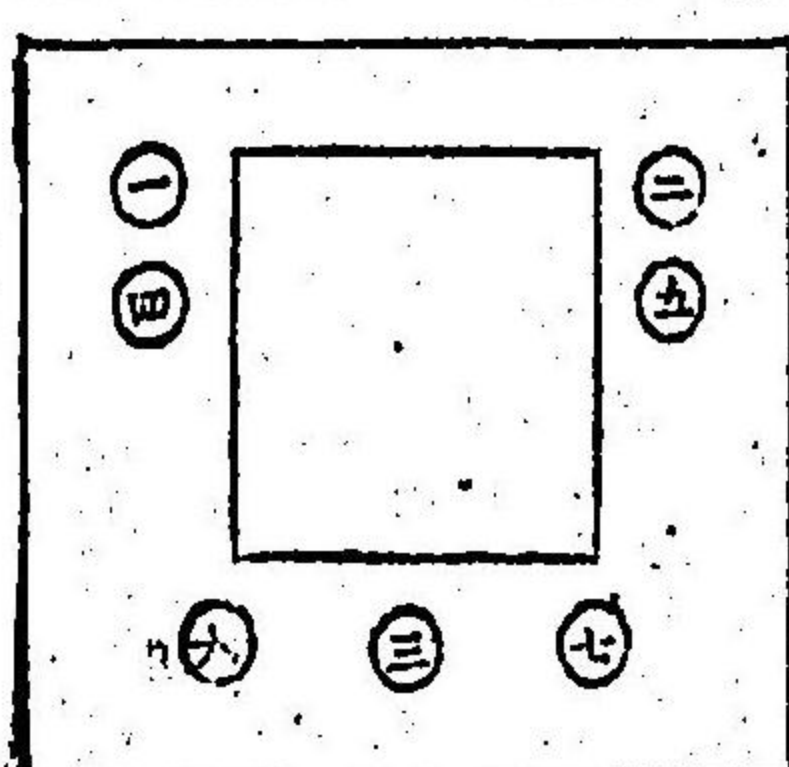
向詰膳ノ順序



三汁、五菜、膳順序



本膳七菜膳ノ順序



女 禮 式 大 全

○膳部出し方の事
膳の持方は下圖の如く、膳の左右の中程より少し前、中指を繰り、他を底に當て、乳の高さを伸して持ち、客の前より少し離れて、据え、少し押し込みて進む。其順序は、本膳を中程より、二の膳は、客の右方より、三の膳は左方より据ゆべし。
但し下る時、三の膳より、二の膳、本膳と、据ゆる時の反對あり。又膳の上より下り、注意すべき事あり、手を伸して、他の膳の上を越



女 禮 式 大 全

え、又は袖袂の觸れざる様にする事肝要あり。

○飯の盛様の事

給仕のもの、盆を持ち、客の出せし茶碗を受け、前より置き、飯鉢の蓋を両手よて取り除き、仰向より、傍に置き、茶碗を左の掌の上より取り、右手より飯七を持ち、飯の上部を薄く左右より除き、二杓子半より盛り、再び盆に載せて進むべし、此際茶碗の縁より指のかゝらぬ様にするべし。

○汁の替へ方の事

客の出す椀を、盆に受け、勝手よて程よく盛り、他の蓋をあして、出たり、客の前より跪き、蓋を除き、盆の隅より置き、両手よて、差出すものとす。

○吸物の出し方の事

吸物椀を盆に載せ、両手よ持ち、客の前より跪き、差出すべし、酒

のみを最初に出す時の、吸物と盃とを膳へ添えて出すべし、又本膳の次は、吸物膳を出す時は、先づ客の右脇へ置き、二の膳を下坐よよせ吸物を出し、然る後二の膳を下げるを法とす。

○肴の出し方の事

肴の先をわけて肴をはばみ、小皿は品数の取落さき様盛るべし、節の物は、はしり物杯の、客の眼に付き易き様盛り、付け合せ物の辛味、柚子の如き、肴の上よも、下よもあらぬ様よすべし、斯くして盃よ載せ、兩手よて皿を取り、吸物膳よ据ゆるあり。

○盃の出し様の事

盃よのせて、進み出で、客の右よ寄て進め、盃の左手よ持ち、右手よて盃を押ゆべし、客盃のみを受け、盃の客の膝近く置べし。三献といふ事あり、初めつぎて、客の飲み終るを見て、又つぎ、客肴を取れば、左よ開きて坐し復出で、つぐあり、正月屠蘇杯を進む

る、多く此法よよるあり。

○盃取次の事

客と客、又は、客と主人とが、席を隔て、坐り居る所より、盃の取次を給仕よ、させるとき、先づ盃を杯洗の水よて清め、之を臺又の盃の上よのせ進むべき人の、右側に跪きて出すべし。

○酌の仕方

徳利の中程を、左の手よ持ち、右の手を添へてつぐべし、銚子の時の右の手よ上を持ち、左の手を下よ添へてつぐべく、燗鍋あれば、其つるを右の手よ持ち、左の手の拇指を蓋よ添へてつぐべし、殊に注意すべきは、盃よ溢るゝ程つぐの、失禮よして少きも宜しからず、八分目程よつぐをよしとす、又酒器を振りて、酒の有無を試むるは、又無禮ありと知るべし。

○家出出し方の事

客も出したる食物を、家苞もせんよ、菓子半紙或のり入も包み、肴の重箱又の折に詰り、風呂敷も包み、客の右も進み、若し客風呂敷持参あれば、盆ものせて出すべし、車夫又の従僕あるときは、其者も渡すべきことあり。

◎ 食事の諸禮 (客人の方)

○ 膳の受け様の事

膳を出す人、同輩あれば、兩手を膝の上も置換搦をあし、上輩あれば、兩手を盥もつきて換搦をあし、其膳を受たる意を現すべし。

○ 盃の受け方の事

右の手も盃、左の手も盃を受、下も置ぬ中、左右へ引分臺の、左も置きて盃を左の掌ものせ、右の手を杯も添て、之を戴べきものとす。

○ 箸の取り方の事

右手もて、箸を取り、左の手を添へて、直ちも夾み得る様も持直し、

物を食すべし、休むときは、持ちたる方を膳の右縁もかけ、膳を引くときは、箸を膳の内も横も置くべし、貴人の前あれば、箸を短かく持ち、同輩あれば、上の方を持つものとす。

○ 汁吸方の事

音させぬ様も吸ひ、次も實を少し食し、また汁を吸ひ、其椀を下もかき、蓋をあすべし、二の汁の本汁を替へたる後も吸ふべし、又汁を替る間、飯を食ふことを休むべし。

○ 飯の食ひ方の事

右の手もて、飯椀の蓋をとり、左の手も移して左側も置き、次に汁椀、平、二の汁、蓋と順も前の如くし、箸をとり、飯椀を持ち、二箸食して、これを置き、次も、右の手もて、汁椀をとり、左も移して、汁を吸ひ、又飯を食し、再び汁を吸ひ、飯を食し、それより廻り物の食ひ順も移るべし、一廻り食して後の、好む者を食して宜し、菜より菜を重

ねて、食すべからず、又本膳のものを食して、後二三の膳も移るべし、凡て椀の持ち方、右の拇指を、椀のふちへかけ、他の指は、椀底の邊を持つ様よすべし。

○湯漬茶漬の食ひ方の事

箸よて茶椀の飯を崩し、湯七分位かけるものとす、又茶漬の、菜の食ひ方、香の物より始むべし、其他の菜は、箸の汚れぬものを食し、汁の實ばかりをたべ、湯を呑むとき、箸を置いて呑べきものとす。

○申物を食する時の事

凡て申を抜きて食するを法とす、箸を用ぬ時、右手よ申を持ち、左手よて抜き、其申の皿或は盆等の上よ置き、菓子を食する時の如くし、若し箸を用ぬる時、左手よ申を持ち、箸よて挟み抜き取りて食ふべし、豆腐の田樂の如く、指よて抜き取ることも、崩れ易くして、箸を用ぬることもあらざるものあり、これの申の先よ

よ送り出し、申を持ちて食ふべし。

○麵類食ひ方の事

左手よ猪口を、右手よ箸を持ち、やくみを少し入れ、かきませて後、麵を箸先へかける心持よて挟み上げ、つゆを一すつけて食ふあり、此後の猪口を一々下よ置くと及ばずと知るべし。但替へ目よ、始めの如くすべし。

○丸き物の食ひ方の事

總て丸き形のもの、食ふよ、二口づゝ食ふべし、一口よ食へば三日月残りて見苦しきのみあらず、失禮ありとす、若し手よ取るべきものあれば、二つ割よして、尖り目より食すべし。

○食事一般の心得の事

食事一般の心得とあるべきものを簡單よ示すべし。

一外見 膳よ向ひて外見すべからず。

- 一 大口 大口は食物をほゝるべからず。
- 一 飯粒 めしつぶ及汁あぞこぼさぬやう心掛くべし。
- 一 箸あまり 食ひ初めてより、此菜を食せんか、彼の菜を食せんかど、箸を迷ひすることあかれ。
- 一 込箸 口中へ幾度も箸を使ふて押込ひあかれ。
- 一 こぢ箸 皿の下にある物をさぐり出すこと勿れ。
- 一 探箸 下にあるものを探り見ること勿れ。
- 一 空箸 箸をつけて食ひぬ事あかれ、途中までよさぬあり。
- 一 もぎ箸 箸よつきたるものを、口よてもぎとるも宜しからず。
- 一 また盛 一度盛たる碗の飯を箸よて押付ること宜しからず。
- 一 握りこ 箸よつきたるものを、他の箸と落し合をあすべからず。
- 一 廻し箸 香の物をはさみ、湯のつきある碗の中を掻廻すべからず。
- 一 犬食 うつ向きの儘食ふもよろしからず。

- 一 膳越し 膳の向ふある物を、手よ取す、其儘挟み食ふべからず。
 - 一 移り箸 菜を食ひ、又すぐ他の菜よ移りて食ふあかれ。
 - 一 受吸ひ 汗の替りを受け、其儘すぐよ吸ふことあかれ。
 - 一 猫食ひ 猫の食物を食ふ時の如くビシヤ〜鳴して食勿れ。
 - 一 舌打ち たどへ美味ありども、舌打することあかれ。
 - 一 談話 食事中の話しをすることあかれ。
- 右の外香の物を飯の菜よ食ふ勿れ、頭付の焼物を裏返すべからず、酢の物の酢を吸ふべからず、箸よてむしれぬとて、手を出すべからず。
- 楊枝の使ひ様の事
- 上輩の面前よて、止を得ざるときは、少し脇へ向き、左の袖よて、口をかくして使ふべし、終らば鼻紙よて拭ふべし、鼠泣するあどり無禮あり、同輩の前と雖も、左の掌よて隠し使ふがよし。

◎主客の禮儀
◎主人の禮

主人の禮儀は、接待の部は掲げたり、爰より接待の部はあきものを補ひ載すること、せり、讀者其心して學びたまへかし。

○主人坐り方の事

客間の模様客人の品位に依りて、同じからざれども、客人上輩あるときは、強て正座に坐らせ、主人の一間程隔て、其下座に坐り、同輩あれば、唯間を少し隔て、坐り向ひ合ふべし。

○主人立ち方の事

主人用事ありて、客の前を立んとするときは、挨拶して立つべし、再元の座に復へるときは、再び挨拶すべし。

○客と談話の仕方の事

貴人と談話して、敬意をあらはすよ、真向ひに坐らず、少し角か

けて、脇より兩手をつきて、伏向き、判然と申上ぐべし、又承るよ、客の口上を一通り聞き、其疑しき言語あらば、客の話の終るを待ち、静かき間ひ正すべし、同輩あれば、互に向ひ合ひ膝の上上手を置き、應答すべし。

○給仕と下知の仕方の事

客人に對して、給仕の行届かぬ處あれば、主人の静かき給仕に下知して、敬意を失はぬ様すべし、若し給仕に過あるも荒々しき聲あてよて、叱る可らず、又給仕にものをいひ付るよ、和らかき解るやう、申し聞すべし。

○洋服の客ありし時の事

客人洋服あれば、煙草盆茶あて出したる後、安坐する様を勸むべし、宴席長きことを前知したるときは、我衣服を進めて着替しむるも宜し。

○敷物出し方の事
客間より春夏秋冬、依り蒲團を用意し置くべし、客來ること前
知しあるときより、前以て敷き置くあり、突然あれば、直敷きて、
其上に坐せしむべし、上輩の客あれば、主人の敷ぬがよし、上輩も
ても長坐の客あれば、挨拶して用ゐるあり、同輩あれば、同じ敷物
を用ひて差支あし。

○宿り客寢床の事

従来より、通常は東或は南に枕する様取るを法としたり、近來は
北枕にするを宜しとするよしあれば、一應客も問ひて設くべし、
枕も木枕を用ゐるか、く、り枕を用ゐるか、杯、平生の習慣を問ひ、
其人の家にあるが如くするを禮とす

◎客人の禮

○訪問する時の事

初めて訪ふ者の、名刺を出して取次を頼むべし、再三訪ふも取次
あるとき、名刺を出すべし、さて名刺を出したらば、來訪の用向
を明らかなる述べて、案内のあるまで待つべし。

○着席位置の事

我が着席の場所高過ぎると思はれ、少し下りて坐すべし、主人上
坐し就んことを勧むるも一度の辭して着くこと禮あり、襖障子
の開閉通ひの妨げとあらざる處に坐すべし、盃の合目も坐する
に甚だ宜しからず。

○煙草吸ひ様の事

上輩の前にて用ゐる時、少し屈みて吸ひ煙を空吹きて先方
の顔の邊よいかぬ様すべし、吹殻を取らんとせば、煙壺近くへ
左手を出し、煙管を受けて軽く叩き落すべし、煙壺の蓋は直にお
して、煙の出でざる様すべし、火鉢の時の雁首にて静に灰の中

又押し入れ、消すべし、火箸あらば、それにて前の如くすべし、吹燵
を落し放しよするハ無禮あり。

○茶の飲み様の事

茶碗を右手よ受け、左手を添へて飲ひべし、熱しどて、冷すべから
ず、ぬるしどて一口よ飲ひべからず、二三口、三口よ飲ひべし、飲
了らば、茶托又は茶臺の上よ置くべし。

○菓子食ひ様の事

懐より紙を出して菓子をのせ、左右の拇指と食指よて二つよあ
し、左手の一半を紙上よ置き、右手の一半より食ふべし、粉或ハ他
の碎片の盛よこぼれざる様よ注意すべし。

○鼻汁かみ方の事

凡て脇の方へ、少し向きてかひべし、貴人の前あるときは、下坐よ
向ひかひべし、かみ方は、あるたけ音のせぬやうよかみ、よく拭ふ

べきものとす。

○掛物見様の事

床の正面壁一枚を隔つる位よ
坐し、貴重すべき掛物あれハ扇
を脇よ置き、両手をつきて敬意
を表し、見るべし、書より書、次よ
落款、幅地、軸の兩端と順序よ見
るべし、三幅對あれハ中より主
位、客位と見るべし。
軸の前よ挿花あらハ先それよ
り見るべし、贊のある書あれハ、
書より見て、贊を次よすべし。
見終らば、感心の体あつて、能き
程よ賞むべし、全体を賞めて、一
方を賞むることあかれ、是れ宜



しく注意すべき事ありとす。

○書籍見様の事

主人書籍を示さば、右の手に受け左の掌よのせ、右手よて、初の一枚を見、次は中頃、次は終りの處を二三葉ほど見るべし、見了らば、主人の方よ向け、禮を述べて返すべし。

○扇團扇つかひ様の事

扇を右手よて静かよ開き、少し俯向きて、之をつかふべし、貴人の前よてり、あるたけつかりぬがよし、止を得ざるどき、半開きて使ふべし。

團扇の柄をもちて、つかふものとす、番の表を外よひけ、番の裏を内よひくべし。

◎室内の禮

○戸障子及襖の開閉の事

先づ左の手をつき、右の手よて徐々よ開き、闕をすり入り、閉づる時の、前の如く静かよ閉づべし、但し右へ開きて、入りし時の、左手よて半閉ぢ右手よ代へて、全く閉づるものとす。

○疊敷方の事

狭き坐敷よの疊を廻り敷とすべし、廣き坐敷よの、天井板の長さよ準じ敷くべきあり、婚禮寢所に、四疊半列べて敷くを法とす。

○屏風立様の事

中央を二つよ折りて立つ、而して左右へひろくの本式あり、又其屏風文字あらば、之を上とし、繪は下よすべく、山水の山を上とし、水を下とす、墨繪の上とし、彩色繪の下あり、古筆、新筆も亦前よ準じて分別すべし、但し其疊みやうの下坐の方より中央まで疊み、上坐へ更よ廻りて、疊み終る。

○翠簾かゝびやうの事

みすをか、けるよ、先づ其垂れたる下を、片脇より、兩手よて、
み内へ捲きあけるものとす。

○坐敷掃除の事

坐敷の掃除、毎朝念入れて、客よ不潔を見付けられぬやう致
すべし、如何とされば、掃除の仕方、家の者の心の底を見破らる
ればあり。

○坐敷飾り附けの事

第一床飾りよ注意すべし、飾り附の法多しと雖も、其坐敷と釣合
よく、飾るを肝要とす、掛物の前よ、香爐を置くこと常例の如く
あれど、插花或の立派ある硯箱あらば、料紙を下よかさねて、置く
もよろしとす。

○額面掛方の事

坐敷よて客人の見易き様よかくべし、床の上よかくる額、貴人

の書畫よ限るあり、一つ坐敷よ、あまり多く掛けるも見苦しく額
縁よ彫刻あるもの、坐敷よ用ぬものとす、貴人の客よして、其
人の位記より下ある位記ある者の筆、かくべからず、かくの如
き場合よ、客人の位記より上段の位記ある人の書畫たるべし。
○掛物並、床柱釘の打方の事
掛物の釘、天井縁より一寸二分下りよ打ち、床柱への床がま
より三尺八寸二分を隔て打つを定法とす、又大床の四尺、小床の
三尺七寸位よも打つことあり。

◎進物の禮

○品物と時節の事

贈答の事、土産物の交換の如くよして、經濟上より非難多けれ
ども、交誼を温め、和樂爾然たる間よ、吉凶相問ふの美風、此等贈
答の習慣關りて力あり、贈答すべき品物、四季折よ觸れて、其品

柄を撰らまざるべからず、而して價貴き物を禮よかあへりとあす勿れ、必ず身分相應の物たるべし、今左に品目を掲ぐ。

一月年玉品目多くして、一々掲げ難し、身分相應の品たるべし。

三月の節句を 上巳といふ。草餅、樽肴を古禮とし、白酒蛤豆煎等もよし。

五月の節句を 端午といふ。柳餅、粽又の樽肴。

七月七夕 水菓子。

七月十五日 盂蘭盆會 刺鱒及蓮飯、或の青物及瓜。

八朔。藤の花。

九月の節句を重陽といふ、栗及赤飯。

十二月歳暮 身分に應じて差等あり。鴨一番、鹽引一尾、砂糖、鹽麩等。

暑中見舞 粉類及水菓子、氷。

寒中見舞 卵及綿、酒類。

婚禮 經節又の樽肴、扇子、紙等。

誕生及七夜。産衣或の反物。樽肴。

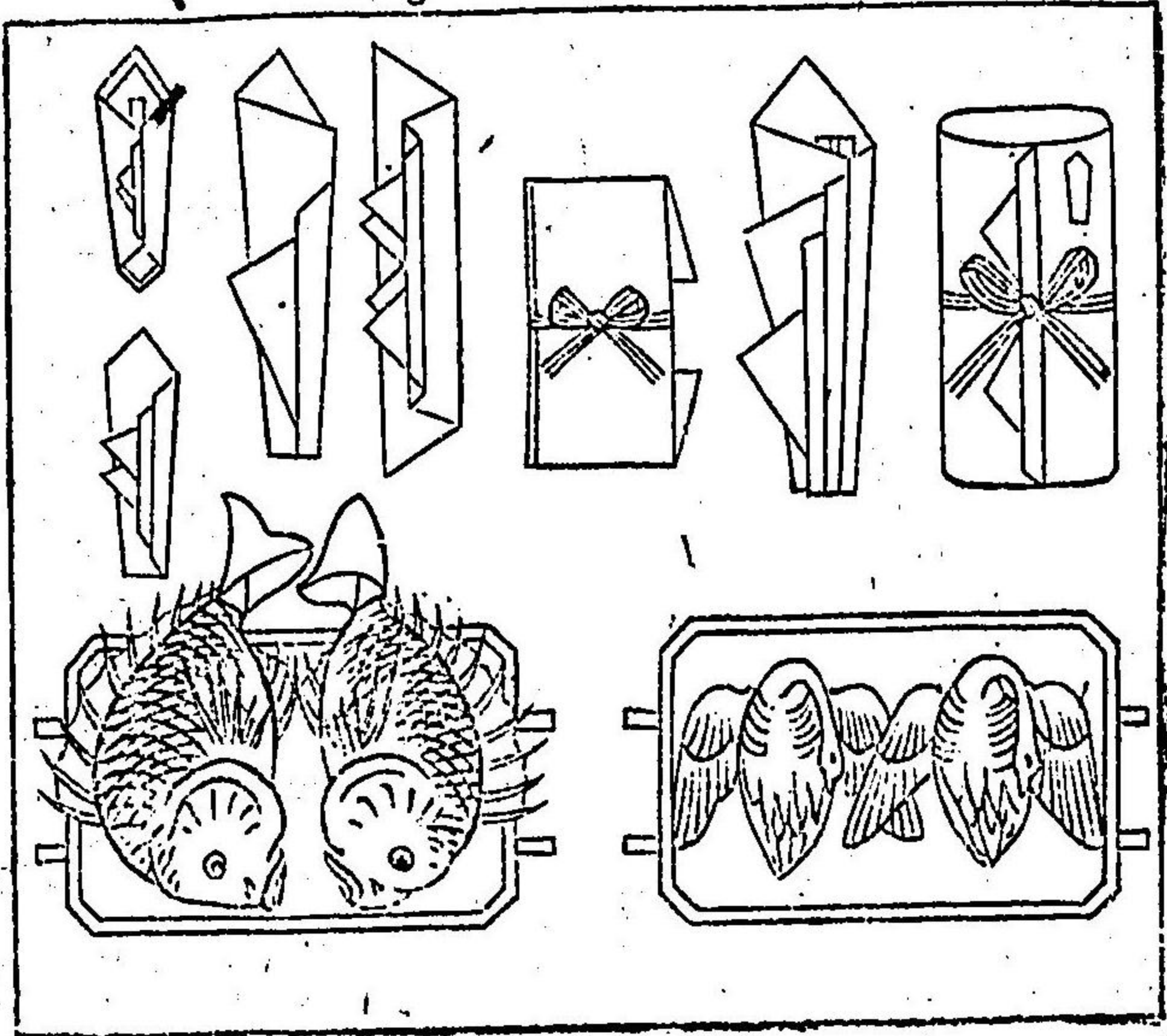
○紙包物の事

品物より、紙包とするあり、筆墨の類の如き、細き物の、半紙を二ツ折みおし、二枚の合せ目の表より右より左におる様よすべし、品物大にして一枚にて包むことできざる時の本式よあらざれば、二枚を合すあり、又品よ依り、糊入にて、包むもあり、水引の、赤き方を右よし、鬘斗の水引の右の上よ貼り付け或はのしの下の方を水引の赤き方の上よはさむよろし。

○扇の包み様の事

一本の進物よすべからず、必ず一對よすべし、末廣にて、目出度祝儀よ使ふものあり、さて包み様は、二本並べて紙よ包み、水引をかくるあり、柄斗りへ紙を巻くもあれど略式あり。

○進物代金包方の事
 双方の便利を計り、進物を調ふる
 代り目録として代金を贈るこ
 とあり、正式は奉書糊入、或は半紙を
 べし、其法は奉書糊入、或は半紙を
 二つ折にし、次は三つ折し、次は
 上下を後より少し折返し、水引をか
 け、品名を表し、記し、中より金高を
 記すものとす、我姓名は表の下
 小さく記し、鬘斗はつくものとす。
 ○鳥を臺に積む方式の事
 鶴、鷹、鴨の如き、鳥一羽の時は、我左
 へ其頭を廻し、更は頭を仰向けに、
 左の羽がいの内へ押曲げ、羽を少
 し廣げて、臺よつひあり、若し二羽



されば雄鳥より先きよ積むべし。

○魚を臺に積む方式の事

魚の積み方は、海魚と川魚とを依りて別ありと知るべし、大魚一
 尾の時は、臺を横にして、魚の頭を我左の方へ向け、海魚は腹を先
 方へ向け、川魚は腹を我方へ向けるものとす。

○器を入るべき物の事

菓子類は折、又曲物、或は紙箱、木箱等種々あり、餅類は重箱生肴
 は臺、又青竹の籠たるべし、漬物の鉢、樽若しくは曲物たるべし。

◎婚姻の禮

○婚姻の大切ある事

父子の親も、夫婦の別も、兄弟の友も、婚姻より生ぜざるはさく、支
 那の孔子も、冠婚喪祭を禮の最も大切あるものとせり、然るも
 時世の變化も、從ひ冠禮のいつとなく、我邦も行われざるに至る、

全大式禮女

依て爰に婚禮より始め、喪祭の事を記し、冠禮の略すと云ふ。婚禮の人間の大禮にして、夫婦の一生の苦樂を共にする者あり。謹みて事を處置すべし、一步を誤れば、臍を噛むの悔を生ぜん。故に縁談あらば、互に男女の性質、品行、履歴の大略、肺病、癩病、精神病等の恐るべき遺傳病の有無を調査し、互に休戚の關すべき事あり。本入あれば、父母のみよて定むるも宜し、直接に結婚の幸不幸を感ずる。たるべし、さりて本人のみよて定むるも亦後の患を生じ易き者あれば、宜しく熱議の後たるべし、又殊に注意すべきは、容貌の皮美あると、財産の多少に依て惑ふことなきを要す。容貌は顔の皮一枚のことにして、財産の蕩盡し易し、志操の美あると、無形の財産を尊ぶべし。

○媒酌の事

男女の間ありて、縁を結ばしむる者を仲人或のとりもちといひ、單に媒酌といふ、結婚正式の順序の媒酌人より双方の父兄へ

全大式禮女

相談ありて、父兄の本人に申し聞かせ、双方とも先方の様子どさぐり、媒酌人の言を詐りあき時、互に承知し、さて見合と云ふことをあすあり、當今寫眞にて見合の代りをする人あれば、實物と寫眞との大に異なる事もあり、其進退動作及言語風采を目撃すること、これに越したることあり、其見合の一定の方式あければ、便宜の方法を設け、花見に會するもあり、或は會席へ落合ふもあり、凡て媒酌人の氣轉の利きたるを宜しとす。

當世青年の間は自由結婚を云ひて、勝手な夫婦たらんとするものあれば、野合の夫婦は、我が儘勝手に行ひ多く、長き間は、厭忌の情を生じ、風波絶ゆることあり、終に離別とあること多し、これ正式の順序、即媒酌に依らざるの罪と知るべし、宜しく戒むべきことありとす。

世間通例に、媒酌の言ふことを信じて、之を疑はず、婚姻するものあれば、媒酌人たるものは、宜しく嘘言潤色包み隠し等少しもあるべからず、萬一右の禁を破り、双方よき様と言ひあして、結婚せ

全大式禮女

しむるときは後日双方又迷惑をかけ、自分も災難を蒙ることあり深く恨しむべき事あり。又雙方の家よりては媒妁人の人となりを見て、其言ふ所を聞くべし、世間又は往々媒酌口とて、双方へ宜しき様、取あす者少からず、これら又言ひくるめられて結婚する時は、後日大に患を生ずることあり注意すべきこととこそ。

○結婚の事

結婚は、夫の方より、婦の方へ、結婚の契約として、贈るものとして、殆んど金子借用の証文の如し、されば結婚を贈りたる後は、再び變ずべからざるあり、結婚は貧富貴賤の等差ありて、一様ならず、然れども、大概上中下三段又別つ、現今中以下は、品物を買ひ、調ふる手数を省き、帯代として、金員を贈る者多し、又郷土よりて、習慣を異なすれば、宜しく参酌すべし。

全大式禮女

小袖は襟と襟を綴ぢ、其綴方は叶ふ結び、七所をどぢ、蓋又載するを本式とするあり、此外男へ羽織、袴、目録、袴、肴、姑へ小袖、肴、肴を贈ること、本来の禮あり、又近頃双方熟談の上、目録のみとするあり、又寶物を増減することあり、これらは皆身分に應じて定むべし、元來は前記上中下三段の一種を撰み、其送るべき品名個數を奉書又は杉原と認めたる目録書を附けて遺すものあれば、受く

上等社會の結納	練の小袖	板の物	縫箔	唐織	總箔	幸菱綾	肴樽	以上三重	七種	七荷
中等社會の結納	練の小袖	板の物	縫箔	幸菱	以上二重	肴樽	五種	五荷		
並等の結納	白小袖	色小袖	以上	肴樽						三種

る方よては受取を出す者あり。目録の書方は目出度意味を含みたる字を假用して、鯛は壽留女樽は家内喜多留と書くべしと云ふ説あれども、俗人の用ゐる者よして、雅人、學者の用ゐる者とは知るべし、而して九種あれば九折半とし、七種あれば七折半、五種あれば五折半、折目を紙よつて、二折半より書くべし、今左に雅俗、通例の三種を圖解すべし。

玄ん上	目録
一小袖	一漿
一帯	一筋
一するめ	一臺
一こん婦	一臺
一漆樽	一荷
一鏝節	一臺
一干鯛	一臺
以上	

玄ん上	目録
一帯	一筋
一勝男節	一連
一末廣	一對
一まら賀	一臺
一よろこんぶ	一連
一壽留女	一連
一家内喜多留	一樽
以上	

玄ん上	目録
一小袖	一重
一帯	一筋
一こんぶ	一臺
一するめ	一臺
一樽	一荷
以上	

右は雅と稱すれども、風雅といへるゝ非ず、正しき者を示したるより、但上下及前の一折後の半折の明ける

右は俗と稱すれども、宜しからずといふゝあらす、正しきものゝ次ぎたるべし

常世普通に行はるゝものあり、先づ此例を通例とす、又以上の次は、右之通幾久敷御受納可被下候以上とかくもあり

○嫁入及土産物の事

嫁の馬車或は人力車入り來るときは、婿方の人々門前迄出迎ひ、持參の諸道具を受取るべし、受渡は順序あれども、適宜に従ふべし、嫁は其間、玄關に入り來れば、侍女出迎ひ、化粧の間は案内し、休息せしむべし。土産物は、小袖、襦袢、古は上下一具、今は洋服又ハ袴、上帯、下帯、扇、疊紙等七種、若くは五品たるべし、扇、姑へも、贈物あるべききかれども、身分相應の事をあすべし。

○上等社會の行ふべき三五の事

嫁は化粧の間より、介添の女房は伴はれ、坐敷に出で婿も同じく

出來りて坐定る時、女房床の手
掛より、熨斗、昆布、勝栗を進め、二
人の女房同じく銚子を一個づ
つ取りて、下坐まつき、二人の酌
人も銚子提を取りて下坐まつ
く、斯くて女蝶の瓶子を仰向け
酒を提へ移し、男蝶の瓶子を女
蝶の瓶子の上へ俯向け、同じ酒
を提へ移し、其提の酒を、又銚子
へ移し、銚子提を控へ居るあり、
引渡物出で、夫婦と女房とに据
ゆる時、局役三盃を婿の前へ出
せば、婿は上の瓦器よて、二献香
む、爰よて提より酒を銚子よ加
ふるあり、是初の結びあり、次よ



又婿は、一献を加へ、嫁の前へ廻す、嫁三献飲ひ、終て元の如く、床の
間よ收む、爰よて打身を出し、引渡の右よ置き、局再び三盃を取て、
嫁よ進む、嫁は第二の瓦器よて三献呑み、婿よ廻す、婿三献呑み、是
れ中結あり、局復三盃を婿の前へ進む、婿は第三の瓦器よて、三献
呑み、嫁よ廻せ、嫁三献飲て式終る、是大結あり、三々九度の盃と
は、是あり、此盃事の際、小詔の詞あるあり、嫁、婿、各座を退き、色直を
するあり、嫁の酌、二足歩みて加ふべし、加への役、六歩進むあり、
り、婿の酌、一步半歩みて加ふべし、加への役、七歩半進むあり、
但し、釵入、結婚の時、兩親ある男女の少年酌、立つを法とす、肴
を出す順序、始手掛引渡、次よ引出物、次よ雜表、次よ吸物飯あり。
○鳥臺の事
鳥臺又た洲濱とも云ふ、婚姻盃事の席よ飾付るものよて二様の

女 禮 式 大 全

高砂島臺



蓬萊洲濱



五十六

○道具飾の事
御厨子、黒棚、床の次、貝桶、床、書籍、書棚、或、床、飾るべし、又、緞戸、夜具、化粧部屋、化粧道具を飾るべし、手拭掛、衣桁より上よすべし、屏風、其夜、飾らずして、翌日適宜の場所よ立つべし。

○小謠の事
盃事の時の、小謠を奏づること通例あり之を謠ふもの、扇を扱き

取り、右の手よ持ち、味の上よ置き、正しく坐して歌ふべし。

○色直しの事

色直しの、盃事の祝儀了りて夫婦の休息する間、前よ用ひし衣裳を脱ぎ、嫁の紅色幸菱の小袖よ着替へ、婿の嫁より土産の衣服と着替るあり、脱ぎたる小袖を衣桁よかくるもの、女の衣服の上前を上よ、男の衣服、下前を上よ、袖疊みで、中程より打掛け、五つ並べて、両端よ帯をかくるあり、四季の節よより、節物を上よかくる心得あるべし。

○見参及里開の事

右諸禮の外、舅姑及小舅姑等へ、見参の事、並よ三ツ目返り、里開とて、種々の禮式あれど、あまり長ければ、省きぬ畢、竟其郷土の習慣と前諸禮を斟酌して、適宜よ儀式を行ふべきあり。

◎出産の禮

○岩田帯の事

新婦嫁振すれば、岩田帯とて、五ヶ月目よ吉辰を撰み、帯祝ひの式

五十七

女 禮 式 大 全

女 禮 式 大 全

を行ふあり、帯は白絹と赤練と長八尺を、二筋四折み、夫の左の袂より、妻は渡す、妻は右の袖を受けて締むるあり、後、他の帯と取替へ、白絹は出産の後、小紋に染め、空色とあし、産児の衣服とす。

○色直しの事

産児七十五日目、又は百二十日目、色直しの式を行ふ、産児は、色の衣服を着せしむることあり。

○宮参りの事

男児あれば、三十一日目、女兒あれば三十二日目、産霊神と母子参宮するあり、出産後、三ツ目、七夜、枕直し等、皆祝ひをすること普通なり。

○食初めの事

男子あれば、父、女子あれば母が百二十日目、其子を膝の上、抱き、膳を据え、飯粒を三箸食はしむる真似して汗を呑ましむる形をあし、又餅五個を膳の左際におき、三箸食はしむる真似し、次は

女 禮 式 大 全

三盆を出し、引渡し、出で、三献飲みて子と與へ、子二献飲む、真似して、引出物を出す、子一献加へ打身出で、更に三献飲みて、母親とさす事、婚禮の時の如くするあり。

○喪禮

○死人ありし時の事

家、死人あるとき、早速親戚知己へ通知し、親戚の集るを待て、葬儀の次第を相談すべし、葬式は其家の例われ、其例を逐ひて事を計るべし。

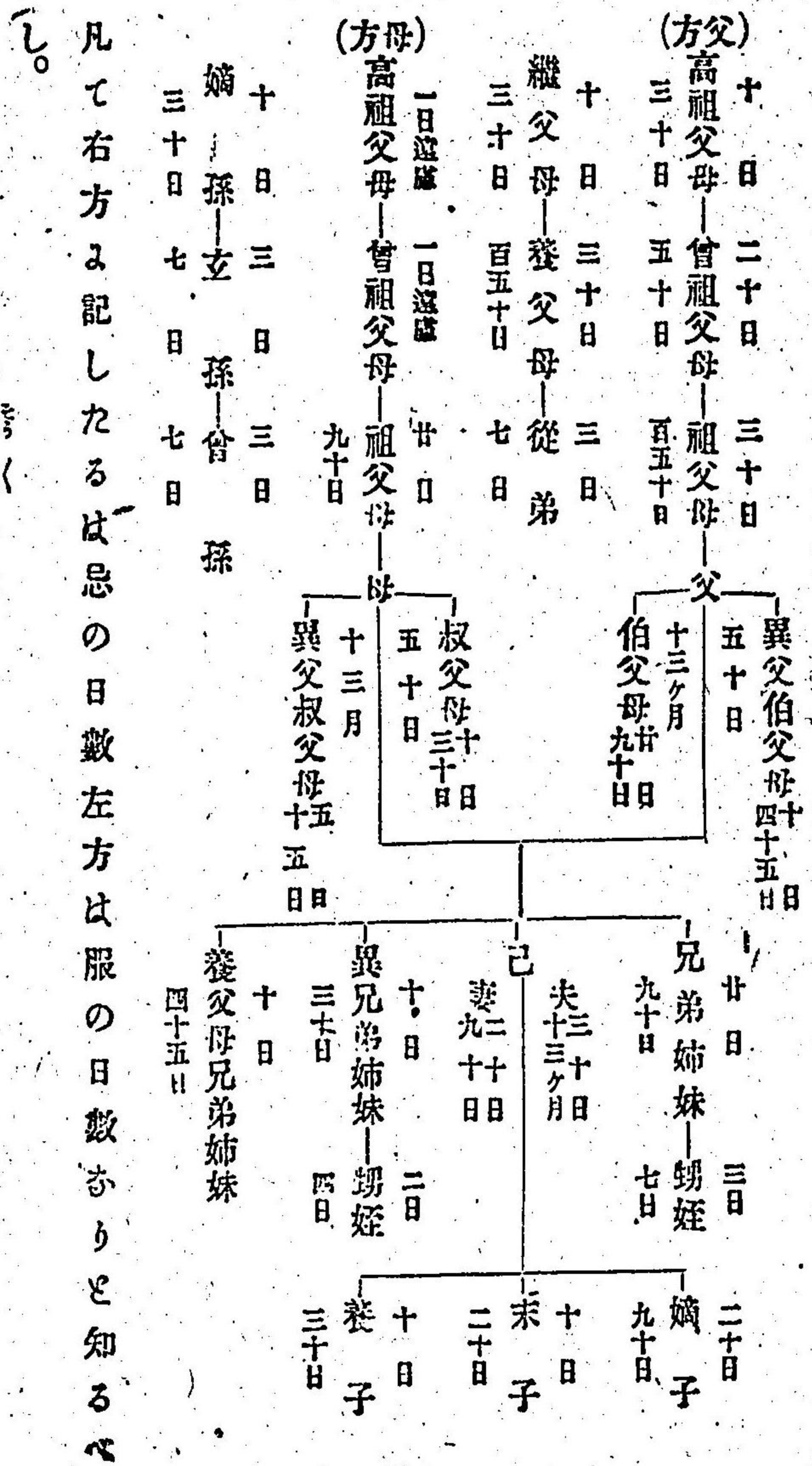
孔夫子も言はれし如く、喪はをこらんより、むしろいためどの主意、従ひ、葬具屋より一式を眺むべし、棺は死体を納むる迄は、生前の如く、萬事行ふべし、棺前の用具は、兼て用意し、直に沐浴の後、師の付けをあし得る様すべし、死亡届の事、醫師診断書の事、寺へ掛合の事、埋葬、或は火葬證書の事等、凡て事とあれたる人、依頼すべし、出棺迄に、手傳ふ来りし人々には、酒肴を出して馳走すべし。

○悔帳の事

女禮式大全

悔帳より、吊禮人の姓名を記し、會葬人名簿又は葬儀の當日會葬
 せし姓名を記し、香奠帳又は靈前供へし品名、價額或は金員を
 記すべし、此諸帳の綴り方は紙拾めて真結し綴るあり、紙は半
 紙を長さまゝ、二折とし折目を上とし、奥尾より記し始むる者
 也。
 ○忌服の事
 親族に死する者あれば、忌服其身よかゝる、忌服のある間は、神社等
 へ詣るべからず、又自己の家に死者のあるときは、神棚よは手を
 附けず、白紙一枚張り下ぐべし、公務ある人は、忌引とて、届出を
 し、除服あるまでは出勤せぬものあり、今忌服の次第を次示す
 べし。

女禮式大全



○葬送の事

凡て右方より記したるは忌の日數、左方は服の日數なりと知るべし。

野邊送りの供に立つ者前後の順序あり、親族、故舊、親疎の順序よりて並ぶべし、其順序を定めんと欲せば、忌服の表を見て、忌服の多きもの上たるべし、又葬ふ佛式、神道、儒葬、等ありて各々順序方法あるものあれば、詳しき事、又略す。

○ 焼香の事

懐中より香包を出し、左手より持ち、右よりて摘み、焚き、左の袂に入れ、少しさがりて衣紋を正し拜す、神道の時、玉串を捧げ、拍手二つ打ちて拜すべし、其順序、神佛、何れもても喪主第一、次は近親、次は親類、故舊たるべし。

○ 香奠の事

香奠を包み水引をかくるより、青或は白を用ゐるを禮ありとす、華美を避くるに、用意を表す。所以ありと知るべし。

○ 會葬者の心得べき事

他人の葬儀に會するときは、寂然として愁容を表すべし、高聲の談話、笑語をせざる様、注意して謹むべし、尙談話の種類をも撰むべし、死者生前の德行を語り出で、追憶の念を起すを宜し、されど死者親戚の悲を増さしめざる様慎むべし。

○ 忌日年回の事

神道、儒教、佛教の宗旨は係らず、死者の忌日、命日、年回より、必相當の禮を具へて、回向追善の禮をあすべし、忌日とは、初七日より四十九日迄、七日毎に營む供養あり、命日といふ死したる日あり、又死したる月日を正月命日といふ、年回といふ一周忌、三年、七年、十三年、十七年、廿五年、卅三年、五十年、百年等回忌毎に供養するをいふ、此外春秋の彼岸、及盂蘭盆會より相當の供養手向あるべきあり、古の聖王の春の草を踏み、秋の葉を見る毎に必祖先を追憶して、祭祀の禮を行はれたり、我々天皇陛下も亦此大御心もて春秋二季

大日本女禮式大全終

神前かみまへ又向むかひて敬けい禱たうするの、勿なほ論ろん祭さい時とき又方またらば、齋いひ戒けい沐浴よくして、神酒かみ、神饌かみを供ともへ、神燈かみを献けんじ、柏手かしこ打ちて、神前かみまへ又跪ひざまみ、頓首とんすうして敬拜けいはいすべし、これ己おのれの幸さい福ふくを祈いのるのみ又またあらずして、皇祖こうそ皇宗こうそうを始はじめとし、八百萬やっぴゃくまんの神かみ又事ことへ、天地てんちの神明かみを敬けいふ道みちあれはあり。

の歴代れきだい帝王ていおうの神靈かみを親祭おんさいし給たまふあり、死しふる生なま事ことふるが如ごとくすべしと、孔こう夫子ふしの教けうへ給たまふ、又終おつひを慎おそみ、遠とほくを懐なごむとも、のたまへり、實まこと又是こゝれ、吾人われら孝子かうしの本分ほんぶんとして心得こころえべきことあり。

○祭禮さいれいの事

天地てんちの神祇かみを祀まつるの事、古いにしへより之これあり、我が萬國まんこく又比類ひるいなき神國かみ又生なまを受うくるの臣民しんみん、誰たれか敬けい神かみの心こころあからん、誠まこと又敬神けいしんの事、の努うそめ忽たち又すべからず、朝あさあ



明治廿九年八月廿一日印刷
明治廿九年九月三日發行

東京日本橋區小傳馬町三丁目十七番地

長谷川園吉

編輯者兼
發行者

東京日本橋區新和泉町一番地

印刷者

瀧川三代太郎

東京日本橋區小傳馬町三丁目十七番地

發行所

錦近堂

東京日本橋區新和泉町一番地

印刷所

今古堂活版所

東京特約

金櫻堂書店

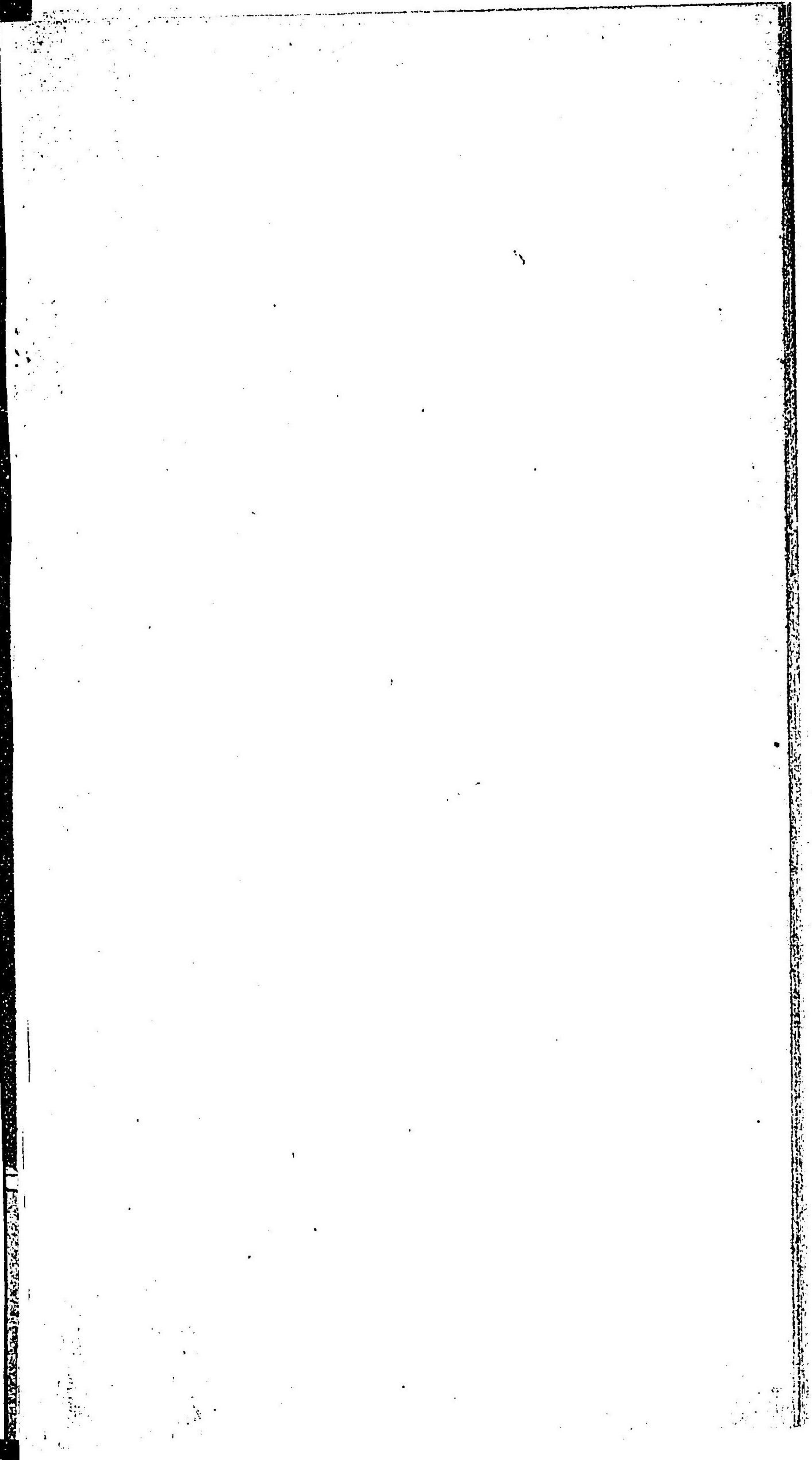
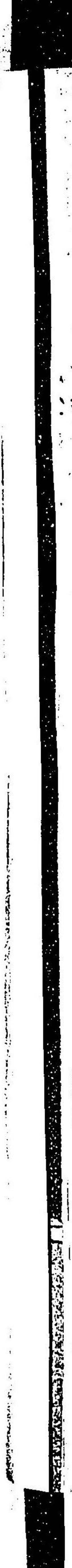
上田屋書店

大賣捌所

井上書店

岡村書店

山崎書店



1

特 23

179

大日本女禮式大全

国立国会図書館

012100-000-4

特 23-179

大日本女礼式大全

長谷川 園吉 / 編

M29

AAG-0159

